

福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編に伴う 実施計画の補正申請に係る説明資料

2020年1月17日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- ① 第5条(5)プロジェクトマネジメント室の職務の一部記載見直し
 - ② 第5条2項(5)～(9)「プログラム部長」を「プログラム部」に修正
 - ③ 第5条2項(5)汚染水対策プログラム部の職務の一部記載見直し
(安全確保設備等の定義に関する一文の記載位置見直し)
- スライド2
- ④ 第5条3項(1)として、プロジェクトマネジメント室長及び
廃炉安全・品質室長の職務に関する記載を追加
 - ⑤ 第5条3項(2)について、④の追加を受け一部記載見直し
 - ⑥ 第5条3項全般の付番見直し
- スライド3
- ⑦ 第5条(6)安全・リスク管理Gの職務の一部記載見直し
- スライド4
- ⑧ 第5条2項(28)消防車・コンクリポンプ車に関する保守管理の
記載が抜けていたためこれを追記
- スライド5

※①～⑧について第1編、第2編共通

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(5)プロジェクトマネジメント室は、<u>管理責任者を補佐し、福島第一廃炉推進カンパニーにおける要員の計画及び管理、中長期対策の計画策定及び総括管理、実施計画の策定及び見直し並びに安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、廃炉全体の工程管理</u>に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(5)汚染水対策プログラム部長は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p>	<p>（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">補正①</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(5)プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分</u>に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">補正②</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">補正③</p> <p>(5)汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p>

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後 (前回申請内容)	変更後 (今回補正内容)
<p>(保安に関する職務) 第5条 (略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1)本社各部長 (<u>プロジェクトマネジメント室長, 廃炉安全・品質室長</u>, 廃炉資材調達センター所長及び原子力人材育成センター所長を含む。) は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2)業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。 (略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 (略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1)<u>プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p>(2)本社各部長 (廃炉資材調達センター所長及び原子力人材育成センター所長を含む。) は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3)業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。 (略)</p>

補正④


補正⑤

補正⑥

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(6)安全・リスク管理グループは、保安管理及び<u>原子炉安全</u>の総括（安全評価，リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">補正⑦（略）</p> <p>(6)安全・リスク管理グループは、保安管理及び<u>原子力安全</u>の総括（安全評価，リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（保安に関する職務） 第5条</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理，水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）<u>並びに</u>使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）<u>の運用</u>，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち，5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>（保安に関する職務） 第5条</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理，水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）<u>使用済燃料プール設備</u>（消防車及びコンクリートポンプ車）<u>5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち，5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>

プロジェクトマネジメント室の職務の記載に関する
前回面談時からの変更点について

【前回面談時(12/24)にお示しした案】

(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける
①人的資源の計画及び管理, ②実施計画の策定及び見直し, ③廃炉全体の中
長期的な工程管理, ④各プロジェクトの進捗状況の監視・評価, 人的資源
の再配分に関する業務を行う。

【今回補正での変更点】

(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける
③廃炉全体の中長期的な工程, ①人的資源の計画, ②実施計画の策定及び
管理並びに④各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再
配分に関する業務を行う。

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>DA-51-11</u>」トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>廃炉推進室</u>、<u>プロジェクト計画部</u>、<u>廃炉工事設計センター</u>、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>廃炉推進室</u>は、<u>管理責任者を補佐し</u>、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>要員</u>の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) プロジェクト計画部は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 廃炉工事設計センターは、廃炉・汚染水処理に関わる設備の設計管理に関する業務（プロジェクト計画部所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(8) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクト計画部</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 工事基盤整備グループは、安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。以下、本条において同じ。）のうち、廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 保全計画グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の設備診断（振動・赤外線等）、点検結果の評価及び原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 資材契約グループは、調達に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>QI-51-11</u>」トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>プロジェクトマネジメント室</u>、<u>廃炉安全・品質室</u>、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>プロジェクトマネジメント室</u>は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクトマネジメント室</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(7) 技術グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部及び5・6号／共通設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）の支援及び情報連絡並びに原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 安全管理グループは、保安管理及び原子炉安全の総括（安全評価を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(9) 改善推進グループは、不適合管理及び改善活動全般に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質保証グループは、品質保証体系の総括、品質の管理及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(13) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保安総括グループは、安全確保設備等のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理（環境モニタリンググループ、分析評価グループ、計装設備グループ及び冷却・監視設備計装グループが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) 放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(17) 作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設（免震重要棟など）の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。</p> <p>(18) 放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務（作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(19) 環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括、発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング（環境管理グループ所管業務を除く。）並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 環境管理グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域（港湾内、沿岸）のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(21) 分析評価グループは、安全確保設備等のうち、分析施設の運用管理、放射能・化学分析機器の管理、1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。</p> <p>(22) 固体廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃棄物計画グループは、安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。また、放射性物質分析・研究施設第1棟及び大型機器除染設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 当直（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転、監視及び巡視点検に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務並びに運営設備グループ及び作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(25) 運営総括グループは、安全確保設備等の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(26) 運営設備グループは、安全確保設備等の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(27) 作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備（廃棄物設備グループ所管業務を除く。）、ほう酸水注入設備及び原子炉格納容器内窒素封入設備の保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理並びに原子炉冷却用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(29) <u>使用済燃料プール冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器ガス管理設備及び使用済燃料プール冷却設備の保守管理並びに使用済燃料プールの水質管理並びに使用済燃料プール用消防車及びポンクリートポンプ車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(30) <u>燃料調査グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器的内部調査、原子炉格納容器的の補修、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</u></p> <p>(31) <u>燃料設備グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの機械設備関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(32) <u>燃料管理グループは、1～6号炉使用済燃料プール、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理（当直所管業務を除く。）並びに使用済燃料共用プール設備の復旧及び使用済燃料共用プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(33) <u>電気設備保守グループは、安全確保設備等のうち、電気設備（電気機器グループ所管業務を除く。）及び免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理並びに電気設備の設備計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(34) <u>設備電源グループは、安全確保設備等のうち、設備電源の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(35) <u>所内電源グループは、安全確保設備等のうち、所内電源設備及び開閉所の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) <u>配電・電路グループは、安全確保設備等のうち、構内配電線設備の新設、増設及び保守管理並びに電路設置に関する業務を行う。</u></p> <p>(37) <u>冷却・監視設備計装グループは、安全確保設備等のうち、冷却設備及び集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(38) <u>水処理・滞留水計装グループは、安全確保設備等のうち、水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(39) <u>通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(40) <u>当直（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（運営グループ及び作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</u></p> <p>(41) <u>運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(42) <u>作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(43) <u>機械グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち機械設備に係る保守管理並びに5・6号炉冷却用及び使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(47) <u>当直（水処理運転管理部）は、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（汚染水処理設備、滞留設備及び関連設備）、サブドレン他水処理施設（土木設備を除く。）及び陸側遮水壁の運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。</u></p> <p>(48) <u>水処理運営グループは、水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。</u></p> <p>(49) <u>水処理計画グループは、安全確保設備等のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び滞留の計画に関する業務を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(50) <u>水処理作業管理グループは、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（水処理運転管理部）が運用する業務）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(51) <u>地下水対策グループは、安全確保設備等のうち、滞留水移送装置及び陸側遮水壁（機械設備）の保守管理並びにサブドレン他水処理施設（土木・建築設備を除く。）の設置及び保守管理並びに油処理装置の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(52) <u>処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(53) <u>貯留設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等の貯留設備の建設及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(54) <u>土木保全・総括グループは、構内共通土木設備及び5・6号炉（土木設備）の保守管理並びに廢炉に関わる土木関連業務を行う。</u></p> <p>(55) <u>廃棄物基盤グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事、構内除染作業に関する業務を行う。</u></p> <p>(56) <u>港湾土木グループは、安全確保設備等のうち、海側汚染拡大防止対策及び5・6号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(57) <u>トレンチ対策グループは、安全確保設備等のうち、トレンチの閉塞工事及び陸側汚染拡大防止対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(58) <u>地下水調査グループは、地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち、地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備（土木設備）の設置、運転管理及び保守管理並びにサブドレン集水設備（土木設備）の設置及び保守管理並びに陸側遮水壁（土木設備）の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(59) <u>貯留設備土木グループは、安全確保設備等のうち、タンク（土木設備）の設置、運用及び保守管理並びに地下貯水槽の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(60) <u>建築保全・総括グループは、安全確保設備等のうち、1～3号炉を除く建屋・建築設備の点検・保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(61) <u>1号機建築グループは、安全確保設備等のうち、1号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(62) <u>2号機建築グループは、安全確保設備等のうち、2号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(63) <u>3号機建築グループは、安全確保設備等のうち、3号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務並びに建屋内瓦礫運搬に関する業務を行う。</u></p> <p>(64) <u>建築水対策グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン集水設備（土木設備を除く。）の設置及び保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(65) <u>建築廃棄物対策グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処理保管関連建屋工事及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(66) <u>建築総合工事グループは、安全確保設備等のうち、他のグループに属さない建屋の建設及び既存建屋の復旧・整備工事に関する業務を行う。</u></p>	<p>(5) <u>汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(7) <u>燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(8) <u>廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) <u>敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(10) <u>機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(11) <u>地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) <u>処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(13) <u>電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(14) <u>配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(15) <u>計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) <u>通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(17) <u>土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(18) <u>土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(19) <u>建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) <u>建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(21) <u>1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(22) <u>5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(23) <u>水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(24) <u>運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</u></p>	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(25) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(32) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(35) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(38) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	組織改編に伴う変更

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（<u>廃炉推進室長</u>、<u>廃炉工事設計センター所長</u>、<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) <u>ユニット所長（放射線・環境統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(3) <u>ユニット所長（廃炉設備統括）</u>は、所長を補佐し、<u>第4条の定めのとおり</u>、所管する<u>各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>ユニット所長（5・6号／共通設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>ユニット所長（水処理設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>ユニット所長（土木建築設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(9) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(40) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(41) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(42) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>(43) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(44) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。</p> <p>(45) 固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(46) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(47) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</p> <p>(48) 防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) <u>プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長</u>は、<u>廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p>(2) 本社各部長（<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、<u>廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p>(3) <u>業務統括室長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>グループ</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>各プログラム部長</u>は、所長を補佐し、所管する<u>グループ</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>計画・設計センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>グループ</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>建設・運用・保守センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) <u>防災・放射線センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) <u>本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー</u>（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(10) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>DA-51-11</u>」トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>廃炉推進室</u>、<u>プロジェクト計画部</u>、<u>廃炉工事設計センター</u>、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>廃炉推進室</u>は、<u>管理責任者を補佐し</u>、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>要員</u>の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) プロジェクト計画部は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 廃炉工事設計センターは、廃炉・汚染水処理に関わる設備の設計管理に関する業務（プロジェクト計画部所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(8) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクト計画部</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 工事基盤整備グループは、安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。以下、本条において同じ。）のうち、廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 保全計画グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の設備診断（振動・赤外線等）、点検結果の評価及び原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 資材契約グループは、調達に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>QI-51-11</u>」トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>プロジェクトマネジメント室</u>、<u>廃炉安全・品質室</u>、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>プロジェクトマネジメント室</u>は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクトマネジメント室</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(7) 技術グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部及び5・6号／共通設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）の支援及び情報連絡並びに原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 安全管理グループは、保安管理及び原子炉安全の総括（安全評価を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(9) 改善推進グループは、不適合管理及び改善活動全般に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質保証グループは、品質保証体系の総括、品質の管理及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(13) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保安総括グループは、安全確保設備等のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理（環境モニタリンググループ、分析評価グループ、計装設備グループ及び冷却・監視設備計装グループが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) 放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(17) 作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設（免震重要棟など）の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。</p> <p>(18) 放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務（作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(19) 環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括、発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング（環境管理グループ所管業務を除く。）並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 環境管理グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域（港湾内、沿岸）のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(21) 分析評価グループは、安全確保設備等のうち、分析施設の運用管理、放射能・化学分析機器の管理、1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。</p> <p>(22) 固体廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃棄物計画グループは、安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。また、放射性物質分析・研究施設第1棟及び大型機器除染設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 当直（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転、監視及び巡視点検に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務並びに運営設備グループ及び作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(25) 運営総括グループは、安全確保設備等の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(26) 運営設備グループは、安全確保設備等の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(27) 作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備（廃棄物設備グループ所管業務を除く）、ほう酸水注入設備及び原子炉格納容器内窒素封入設備の保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理並びに原子炉冷却用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(29) <u>使用済燃料プール冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器ガス管理設備及び使用済燃料プール冷却設備の保守管理並びに使用済燃料プールの水質管理並びに使用済燃料プール用消防車及びコンクリートポンプ車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(30) <u>燃料調査グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器の内部調査、原子炉格納容器の補修、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</u></p> <p>(31) <u>燃料設備グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの機械設備関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(32) <u>燃料管理グループは、1～6号炉使用済燃料プール、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理（当直所管業務を除く。）並びに使用済燃料共用プール設備の復旧及び使用済燃料共用プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(33) <u>電気設備保守グループは、安全確保設備等のうち、電気設備（電気機器グループ所管業務を除く。）及び免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理並びに電気設備の設備計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(34) <u>設備電源グループは、安全確保設備等のうち、設備電源の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(35) <u>所内電源グループは、安全確保設備等のうち、所内電源設備及び開閉所の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) <u>配電・電路グループは、安全確保設備等のうち、構内配電線設備の新設、増設及び保守管理並びに電路設置に関する業務を行う。</u></p> <p>(37) <u>冷却・監視設備計装グループは、安全確保設備等のうち、冷却設備及び集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(38) <u>水処理・滞留水計装グループは、安全確保設備等のうち、水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(39) <u>通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(40) <u>当直（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（運営グループ及び作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</u></p> <p>(41) <u>運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(42) <u>作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(43) <u>機械グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち機械設備に係る保守管理並びに5・6号炉冷却用及び使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(47) <u>当直（水処理運転管理部）は、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（汚染水処理設備、滞留設備及び関連設備）、サブドレン他水処理施設（土木設備を除く。）及び陸側遮水壁の運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。</u></p> <p>(48) <u>水処理運営グループは、水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。</u></p> <p>(49) <u>水処理計画グループは、安全確保設備等のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び滞留の計画に関する業務を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(50) <u>水処理作業管理グループは、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（水処理運転管理部）が運用する業務）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(51) <u>地下水対策グループは、安全確保設備等のうち、滞留水移送装置及び陸側遮水壁（機械設備）の保守管理並びにサブドレン他水処理施設（土木・建築設備を除く。）の設置及び保守管理並びに油処理装置の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(52) <u>処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(53) <u>貯留設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等の貯留設備の建設及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(54) <u>土木保全・総括グループは、構内共通土木設備及び5・6号炉（土木設備）の保守管理並びに廢炉に関わる土木関連業務を行う。</u></p> <p>(55) <u>廃棄物基盤グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事、構内除染作業に関する業務を行う。</u></p> <p>(56) <u>港湾土木グループは、安全確保設備等のうち、海側汚染拡大防止対策及び5・6号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(57) <u>トレンチ対策グループは、安全確保設備等のうち、トレンチの閉塞工事及び陸側汚染拡大防止対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(58) <u>地下水調査グループは、地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち、地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備（土木設備）の設置、運転管理及び保守管理並びにサブドレン集水設備（土木設備）の設置及び保守管理並びに陸側遮水壁（土木設備）の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(59) <u>貯留設備土木グループは、安全確保設備等のうち、タンク（土木設備）の設置、運用及び保守管理並びに地下貯水槽の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(60) <u>建築保全・総括グループは、安全確保設備等のうち、1～3号炉を除く建屋・建築設備の点検・保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(61) <u>1号機建築グループは、安全確保設備等のうち、1号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(62) <u>2号機建築グループは、安全確保設備等のうち、2号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(63) <u>3号機建築グループは、安全確保設備等のうち、3号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務並びに建屋内瓦礫運搬に関する業務を行う。</u></p> <p>(64) <u>建築水対策グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン集水設備（土木設備を除く。）の設置及び保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(65) <u>建築廃棄物対策グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処理保管関連建屋工事及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(66) <u>建築総合工事グループは、安全確保設備等のうち、他のグループに属さない建屋の建設及び既存建屋の復旧・整備工事に関する業務を行う。</u></p>	<p>(5) <u>汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(7) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(18) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(21) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</p>	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(25) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(32) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(35) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(38) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（<u>廃炉推進室長</u>、<u>廃炉工事設計センター所長</u>、<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、<u>廃炉・汚染水対策最高責任者</u>を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) <u>ユニット所長（放射線・環境統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(3) <u>ユニット所長（廃炉設備統括）</u>は、所長を補佐し、<u>第4条の定めのとおり</u>、所管する<u>各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>ユニット所長（5・6号／共通設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>ユニット所長（水処理設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>ユニット所長（土木建築設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(9) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(40) <u>建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(41) <u>保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(42) <u>放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。</u></p> <p>(43) <u>放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(47) <u>原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</u></p> <p>(48) <u>防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) <u>プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p>(2) 本社各部長（<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、<u>廃炉・汚染水対策最高責任者</u>を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) <u>業務統括室長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>グループ</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>各プログラム部長</u>は、所長を補佐し、所管する<u>グループ</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>計画・設計センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する<u>グループ</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>建設・運用・保守センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) <u>防災・放射線センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) <u>本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</u></p> <p>(10) <u>グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</u></p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)		②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先	④備考
		対象設備	業務内容		
(1)社長	(1)社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「DA-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。	-	(変更なし)	(1)社長	マニュアル番号の変更のみ
(2)内部監査室長	(2)内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査室に限る。)	-	(変更なし)	(2)内部監査室長	
(3)福島第一原子力監査G	(3)福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。	-	(変更なし)	(3)福島第一原子力監査G	
(4)廃炉・汚染水対策最高責任者	(4)廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、廃炉推進室、プロジェクト計画部、廃炉工事設計センター、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査室を除く。)	-	(変更なし)	(4)廃炉・汚染水対策最高責任者	組織名の変更のみ
(5)廃炉推進室	(5)廃炉推進室は、管理責任者を補佐し、福島第一廃炉推進カンパニーにおける要員の計画、管理に関する業務を行う。	-	①福島第一廃炉推進カンパニーにおける要員の計画、管理	(5)プロジェクトマネジメント室	「人的資源の計画(中略)の策定及び管理」に表現見直し
(6)プロジェクト計画部	(6)プロジェクト計画部は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。	-	①中長期対策の計画策定、総括管理	(5)プロジェクトマネジメント室	「廃炉全体の中長期的な工程(中略)の策定及び管理」に表現見直し
			②技術検討	(5)汚染水対策PG部 (6)プール燃料取り出しLPG部 (7)燃料デブリ取り出しLPG部 (8)廃棄物対策PG部 (9)敷地全般管理・対応PG部	「技術検討」のうち、「プロジェクトの計画及び管理」に関するものは各PG部へ
				計画・設計センター (10)機械技術G (11)地下水対策技術G (12)処理・貯留設備技術G (13)電気技術G (14)配電・電路G (15)計装技術G (16)通信システムG (17)土木基礎技術G (18)土木水対策技術G (19)建築保守技術G (20)建築建設技術G	「技術検討」のうち、「設計」に関するものはプール燃料取り出しLPG部、燃料デブリ取り出しLPG部、計画・設計Cへ
			③実施計画の策定及び見直し	(5)プロジェクトマネジメント室	「実施計画の策定及び管理」に表現見直し
(7)廃炉工事設計センター	(7)廃炉工事設計センターは、廃炉・汚染水処理に関わる設備の設計管理に関する業務(プロジェクト計画部所管業務を除く。)を行う。	廃炉・汚染水処理に関わる設備	①廃炉・汚染水処理に関わる設備の設計管理	(6)プール燃料取り出しLPG部 (7)燃料デブリ取り出しLPG部 計画・設計センター (10)機械技術G (11)地下水対策技術G (12)処理・貯留設備技術G (13)電気技術G (14)配電・電路G (15)計装技術G (16)通信システムG (17)土木基礎技術G (18)土木水対策技術G (19)建築保守技術G (20)建築建設技術G	「設計管理」→「設計」に表現を見直し
(8)廃炉資材調達センター	(8)廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。	-	(変更なし)	(8)廃炉資材調達センター	
(9)原子力安全・統括部	(9)原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。	-	(変更なし)	(9)原子力安全・統括部	
(10)原子力運営管理部	(10)原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務(プロジェクト計画部所管業務を除く。)を行う。	-	(変更なし)	(10)原子力運営管理部	組織名の変更のみ
(11)原子力人財育成センター	(11)原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。	-	(変更なし)	(11)原子力人財育成センター	

本社組織

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)			②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考	
			対象設備	業務内容				
発電所組織	(1) 所長	(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。	-	(変更なし)	(1) 所長			
	廃炉管理部	(2) 工事基盤整備G	(2) 工事基盤整備グループは、安全確保設備等〔安全確保設備等〕の定義は第11条による。以下、本条において同じ。〕のうち、廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①廃炉プロジェクトの工程管理	(5) プロジェクトマネジメント室	(5) 汚染水対策PG部 (6) プール燃料取り出しPG部 (7) 燃料デブリ取り出しPG部 (8) 廃棄物対策PG部 (9) 敷地全般管理・対応PG部	廃炉全体の工程管理に係るものについてはプロジェクトマネジメント室へ 個々のPG/PJにおける工程管理に係るものについては各PG部の「プロジェクトの計画及び管理」に包含させて記載
					②レイアウト管理	(9) 敷地全般管理・対応PG部		
		(3) 保全計画G	(3) 保全計画グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の設備診断(振動・赤外線等)、点検結果の評価及び原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。	安全確保設備等 5号炉及び6号炉に係る原子炉施設	①原子炉施設の設備診断(振動・赤外線等)、点検結果の評価及び原子炉施設の保守の総括	建設・運用・保守センター	(27) 保全計画G	「設備診断」「点検結果の評価」は保守の総括に包含されることから、「原子炉施設の保守の総括」に表現を見直し
		(4) ICT推進G	(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。	情報システム設備	①情報システム設備の保守管理	業務統括室	(4) ICT推進G	
	総務部	(5) 労務人事G	(5) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。	-	①要員の計画・管理	業務統括室	(3) 労務人事G	
		(6) 資材契約G	(6) 資材契約グループは、調達に関する業務を行う。	-	①調達	業務統括室	(2) 資材G	
	技術・品質安全部	(7) 技術G	(7) 技術グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務(当直長(1~4号設備運転管理部及び5・6号/共通設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の支援及び情報連絡並びに原子力技術の総括に関する業務を行う。	安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設	①運転に関する業務の支援及び情報連絡	廃炉安全・品質室	(7) 品質向上G	「不適合管理」に包含
					②原子力技術の総括	廃炉安全・品質室	(6) 安全・リスク管理G	「原子力安全の総括」に包含
		(8) 安全管理G	(8) 安全管理グループは、保安管理及び原子炉安全の総括(安全評価を含む。)に関する業務を行う。	-	①保安管理	廃炉安全・品質室	(6) 安全・リスク管理G	
②原子炉安全の総括(安全評価を含む。)					廃炉安全・品質室	(6) 安全・リスク管理G	「原子力安全の総括」に表現見直し	
(9) 改善推進G		(9) 改善推進グループは、不適合管理及び改善活動全般に関する業務を行う。		①不適合管理	廃炉安全・品質室	(7) 品質向上G		
				②改善活動全般	廃炉安全・品質室	(7) 品質向上G		
(10) 品質保証G	(10) 品質保証グループは、品質保証体系の総括、品質の管理及び原子力保安検査に関する業務を行う。		①品質保証体系の総括	廃炉安全・品質室	(8) 基盤整備G			
			②品質の管理	廃炉安全・品質室	(8) 基盤整備G	「品質の管理」→「品質管理のための基盤の整備」に表現見直し		
			③原子力保安検査	廃炉安全・品質室	(8) 基盤整備G			

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)			②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考
			対象設備	業務内容			
防災安全部	(11)原子力防災G	(11)原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	-	①原子力防災の総括	防災・放射線C	(47)原子力防災G	
				②緊急時対応の訓練計画・実施	防災・放射線C	(47)原子力防災G	
	(12)防災安全G	(12)防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	-	①防災安全の総括	防災・放射線C	(46)労働安全・防火G	
②初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに安全確保設備等の運用				防災・放射線C	(46)労働安全・防火G	「初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務」に表現見直し	
(13)防護管理G	(13)防護管理グループは、周辺監視区域及び保安区域の管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	-	①周辺監視区域及び保安区域の管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用	防災・放射線C	(48)防護管理G	「周辺監視区域並びに保安区域の管理及び設備の運用」に表現見直し	
放射線防護部	(14)保安総括G	(14)保安総括グループは、安全確保設備等のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理(環境モニタリンググループ、分析評価グループ、計装設備グループ及び冷却・監視設備計装グループが所管する業務を除く。)に関する業務を行う。	安全確保設備等	①放射線管理の総括	防災・放射線C	(41)保安総括G	削除(部内筆頭組織を示すために「総括」と表現してきたが、あくまで社内運用の資する用語であることから、今回削除)
				②放射線防護に係る装備品の管理	防災・放射線C	(41)保安総括G	
				③計測器の管理	防災・放射線C	(41)保安総括G	
	(15)放射線安全G	(15)放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。	安全確保設備等	①出入管理	防災・放射線C	(42)放射線防護G	
				②放射線防護教育	防災・放射線C	(41)保安総括G	
	(16)保健安全G	(16)保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。	安全確保設備等	①個人線量管理	防災・放射線C	(42)放射線防護G	
				②管理区域入域許可などの管理	防災・放射線C	(41)保安総括G	
				③放射線従事者登録	防災・放射線C	(41)保安総括G	
	(17)作業環境改善G	(17)作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設(免震重要棟など)の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。	安全確保設備等	①構内施設(免震重要棟など)の放射線測定	防災・放射線C	(42)放射線防護G	
				②構内除染推進	防災・放射線C	(42)放射線防護G	削除(構内のフェーシングを示しているが、現在は各作業の必要に合わせて実施しており、単独記載は実態と合わないため今回削除)
(18)放射線管理G	(18)放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務(作業環境改善グループ所管業務を除く。)を行う。	安全確保設備等	①放射線管理に関する業務	防災・放射線C	(42)放射線防護G	「放射線管理」を「構内施設の放射線測定」に包含して記載	

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)			②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考
			対象設備	業務内容			
環境化学部	(19)環境モニタリングG	(19)環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括、発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング(環境管理グループ所管業務を除く。)並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括	防災・放射線C	(41)保安総括G	削除(部内筆頭組織を示すために「総括」と表現してきたが、あくまで社内運用の資する用語であることから、今回削除)
				②発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング	防災・放射線C	(43)放出・環境モニタリングG	「発電所内外の陸域・沖合海域」→「発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング」に変更
				③モニタリングに関する設備の管理	防災・放射線C	(41)保安総括G	「計測器の管理」に包含して記載
	(20)環境管理G	(20)環境管理グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域(港湾内、沿岸)のモニタリングに関する業務を行う。	安全確保設備等	①液体廃棄物等の排水管理	防災・放射線C	(43)放出・環境モニタリングG	
				②1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理	防災・放射線C	(43)放出・環境モニタリングG	
				③5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理	防災・放射線C	(43)放出・環境モニタリングG	
				④発電所内外の海域(港湾内、沿岸)のモニタリング	防災・放射線C	(43)放出・環境モニタリングG	「発電所内外の海域(港湾内、沿岸)」→「発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング」に表現見直し
	(21)分析評価G	(21)分析評価グループは、安全確保設備等のうち、分析施設の運用管理、放射能・化学分析機器の管理、1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。	安全確保設備等	①分析施設の運用管理	防災・放射線C	(44)分析評価G	「運用管理」→「運用」に表現見直し
				②放射能・化学分析機器の管理	防災・放射線C	(44)分析評価G	
				③1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価	防災・放射線C	(44)分析評価G	実態に合わせて、「分析・データ評価」に表現見直し(当項目は、水質管理のうち「水質確認」「関係GMへの通知」のみが対象)
	(22)固体廃棄物管理G	(22)固体廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①作業で発生した放射性固体廃棄物の管理	防災・放射線C	(45)固体廃棄物G	「放射性廃棄物の管理」に表現見直し
				②固体廃棄物貯蔵庫管理	防災・放射線C	(45)固体廃棄物G	「放射性廃棄物の管理」に表現見直し
(23)廃棄物計画G	(23)廃棄物計画グループは、安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。また、放射性物質分析・研究施設第1棟及び大型機器除染設備の運用管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	(8)廃棄物対策PG部			「技術検討」のうち、「プロジェクトの計画及び管理」に関するものはPG部へ	
			①放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討	計画・設計センター	(10)機械技術G	「技術検討」のうち、「設計」に関するものは計画・設計Cへ	
			②放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討	防災・放射線C	(45)固体廃棄物G	「廃棄物の処理計画及び運用方法の検討」→「放射性廃棄物の管理」に表現見直し	
			③放射性物質分析・研究施設第1棟の運用管理	防災・放射線C	(44)分析評価G	「運用管理」→「運用」に見直し	
			④大型機器除染設備の運用管理	建設・運用・保守C	(24)運用支援G	「運用管理」→「運用」に見直し	

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)			②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考
			対象設備	業務内容			
1～4号設備運転管理部	(24)当直	(24)当直(1～4号設備運転管理部)は、安全確保設備等の運転、監視及び巡視点検に関する業務(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務並びに運営設備グループ及び作業管理グループ(1～4号設備運転管理部)所管業務を除く。)を行う。	安全確保設備等	①安全確保設備等の運転、監視及び巡視点検	建設・運用・保守C	(21)1～4号当直	「運転管理」に表現見直し
	(25)運営総括G	(25)運営総括グループは、安全確保設備等の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)を行う。	安全確保設備等	①安全確保設備等の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務	建設・運用・保守C	(24)運用支援G	「マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務」に表現見直し
	(26)運営設備G	(26)運営設備グループは、安全確保設備等の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理に関する業務(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)を行う。	安全確保設備等	①安全確保設備等の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理	建設・運用・保守C	(24)運用支援G	
	(27)作業管理G	(27)作業管理グループ(1～4号設備運転管理部)は、安全確保設備等の運転に関する業務(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)のうち、保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	安全確保設備等	①安全確保設備等の運転に関する業務のうち、保守作業の管理	建設・運用・保守C	(26)作業管理G	
水処理運転管理部	(47)当直	(47)当直(水処理運転管理部)は、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(汚染水処理設備、貯留設備及び関連設備)及びサブドレン他水処理施設(土木設備を除く。)の運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。	安全確保設備等	①汚染水処理設備等(汚染水処理設備、貯留設備及び関連設備)及びサブドレン他水処理施設(土木設備を除く。)の運転、監視及び巡視点検	建設・運用・保守C	(23)水処理当直	「運転管理」に表現見直し
	(48)水処理運営G	(48)水処理運営グループは、水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。		①水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務	建設・運用・保守C	(24)運用支援G	「マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務」に表現見直し
	(49)水処理計画G	(49)水処理計画グループは、安全確保設備等のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の計画に関する業務を行う。	安全確保設備等	①汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の計画	建設・運用・保守C	(25)水処理計画G	「計画」→「運転計画」に表現見直し
	(50)水処理作業管理G	(50)水処理作業管理グループは、安全確保設備等の運転に関する業務(当直長(水処理運転管理部)が運用する業務)のうち、保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	安全確保設備等	①安全確保設備等の運転に関する業務のうち、保守作業の管理	建設・運用・保守C	(26)作業管理G	
5・6号/共通設備運転管理部	(40)当直	(40)当直(5・6号/共通設備運転管理部)は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務(運営グループ及び作業管理グループ(5・6号/共通設備運転管理部)所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設	①5・6号炉に係る原子炉施設の運転	建設・運用・保守C	(22)5・6号機当直	「運転」→「運転管理」に表現見直し
				②5・6号炉に係る原子炉施設の燃料取扱い	(6)プール燃料取り出しLPG部		
	(41)運営G	(41)運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務(当直所管業務を除く。)並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設	①5・6号炉に係る原子炉施設の運用管理	建設・運用・保守C	(24)運用支援G	「マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務」に表現見直し
				②安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理	建設・運用・保守C	(24)運用支援G	「運用管理」→「運用」に見直し
(42)作業管理G	(42)作業管理グループ(5・6号/共通設備運転管理部)は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設	①5・6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理	建設・運用・保守C	(26)作業管理G		

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)			②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考
			対象設備	業務内容			
燃料対策・冷却設備部	(28) 原子炉冷却G	(28) 原子炉冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備(廃棄物設備グループ所管業務を除く。)、ほう酸水注入設備及び原子炉格納容器内窒素封入設備の保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理並びに原子炉冷却用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①原子炉注水設備、ほう酸水注入設備及び原子炉格納容器内窒素封入設備の保守管理	(7) 燃料デブリ取り出しPG部		「保守管理」に包含
				②水貯蔵タンクの水質管理	建設・運用・保守C	(28) 1～6号機械設備G	
				③原子炉冷却用消防車の運用及び保守管理	建設・運用・保守C	(28) 1～6号機械設備G	
	(29) 使用済燃料プール冷却G	(29) 使用済燃料プール冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器ガス管理設備及び使用済燃料プール冷却設備の保守管理並びに使用済燃料プールの水質管理並びに使用済燃料プール用消防車及びコンクリートポンプ車の運用及び保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①原子炉格納容器ガス管理設備の保守管理	(7) 燃料デブリ取り出しPG部		「保守管理」に包含
				②使用済燃料プール冷却設備の保守管理	(6) プール燃料取り出しPG部		「保守管理」に包含
				③使用済燃料プールの水質管理	建設・運用・保守C	(28) 1～6号機械設備G	
				④使用済燃料プール用消防車及びコンクリートポンプ車の運用及び保守管理	建設・運用・保守C	(28) 1～6号機械設備G	
	(30) 燃料調査G	(30) 燃料調査グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器の内部調査、原子炉格納容器の補修、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。	安全確保設備等	①原子炉格納容器の内部調査	(7) 燃料デブリ取り出しPG部		「プロジェクトの計画及び管理」に包含
				②原子炉格納容器の補修	(7) 燃料デブリ取り出しPG部		「保守管理」に包含
				③他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営	(7) 燃料デブリ取り出しPG部		「プロジェクトの計画及び管理」に包含
				④建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施	(7) 燃料デブリ取り出しPG部		「プロジェクトの計画及び管理」に包含
				⑤構内除染計画の取り纏め	(7) 燃料デブリ取り出しPG部		「プロジェクトの計画及び管理」に包含
	(31) 燃料設備G	(31) 燃料設備グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの機械設備関係の工事に関する業務を行う。		①原子炉建屋カバー・コンテナの機械設備関係の工事	(6) プール燃料取り出しPG部		「工事」→「建設・設置、保守管理」に表現見直し
	(32) 燃料管理G	(32) 燃料管理グループは、1～6号炉使用済燃料プール、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理(当直所管業務を除く。)並びに使用済燃料共用プール設備の復旧及び使用済燃料共用プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	安全確保設備等	①1～6号炉使用済燃料プール、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理	(6) プール燃料取り出しPG部		
				②使用済燃料共用プール設備の復旧	(6) プール燃料取り出しPG部		削除(復旧完了のため)
				③使用済燃料共用プール用消防車の運用及び保守管理	建設・運用・保守C	(28) 1～6号機械設備G	「使用済燃料プール設備(消防車及びコンクリートポンプ車)」に包含
④安全確保設備等の運用				(6) プール燃料取り出しPG部		「設計、建設・設置、保守管理」に包含	

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)			②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考
			対象設備	業務内容			
電気・通信基盤部	(33)電気設備保守G	(33)電気設備保守グループは、安全確保設備等のうち、電気設備(電気機器グループ所管業務を除く。)及び免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理並びに電気設備の設備計画に関する業務を行う。	安全確保設備等	①電気設備及び免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理	建設・運用・保守C	(33)電気設備保守G	対象設備は「電気設備」にすべて包含
				②電源車の運用及び保守管理	建設・運用・保守C	(33)電気設備保守G	
				③電気設備の設備計画	計画・設計C	(13)電気技術G	「設備計画」→「設計」に表現見直し
	(34)設備電源G	(34)設備電源グループは、安全確保設備等のうち、設備電源の新設及び増設工事に関する業務を行う。	安全確保設備等	①設備電源の新設及び増設工事	建設・運用・保守C	(34)電気設備建設G	
	(35)所内電源G	(35)所内電源グループは、安全確保設備等のうち、所内電源設備及び開閉所の新設及び増設工事に関する業務を行う。	安全確保設備等	①所内電源設備及び開閉所の新設及び増設工事	建設・運用・保守C	(34)電気設備建設G	「電気設備の建設・設置」に表現見直し
	(36)配電・電路G	(36)配電・電路グループは、安全確保設備等のうち、構内配電線設備の新設、増設及び保守管理並びに電路設置に関する業務を行う。	安全確保設備等	①構内配電線設備の新設、増設及び保守管理並びに電路設置	計画・設計C	(14)配電・電路G	「構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理」に表現見直し
	(37)冷却・監視設備計装G	(37)冷却・監視設備計装グループは、安全確保設備等のうち、冷却設備及び集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務を行う。	安全確保設備等	①冷却設備及び集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務	建設・運用・保守C	(35)燃料計装設備G	「計装設備の建設・設置及び保守管理」に表現見直し
(38)水処理・滞留水計装G	(38)水処理・滞留水計装グループは、安全確保設備等のうち、水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。	安全確保設備等	①水処理設備等に係る計装設備に関する業務	建設・運用・保守C	(36)水処理計装設備G	対象設備名、業務を明確化	
(39)通信システムG	(39)通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。	-	①通信設備の保守管理	計画・設計C	(16)通信システムG	「通信設備の設計、建設・設置及び保守管理」に表現見直し	
5・6号／共通設備保全部	(43)機械G	(43)機械グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち機械設備に係る保守管理並びに5・6号炉冷却用及び使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設	①5・6号炉に係る原子炉施設のうち機械設備に係る保守管理	建設・運用・保守C	(28)1～6号機械設備G	
				②5・6号炉冷却用及び使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理	建設・運用・保守C	(28)1～6号機械設備G	
	(44)廃棄物設備G	(44)廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備(ろ過水タンク及び純水タンク)に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設 安全確保設備等	①5・6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理	建設・運用・保守C	(29)共用機械設備G	対象設備は「その他安全確保設備等」にすべて包含
				②使用済燃料共用プール設備及び原子炉注水設備(ろ過水タンク及び純水タンク)に係る機械設備の保守管理	建設・運用・保守C	(29)共用機械設備G	
				③雑固体廃棄物焼却設備に係る機械設備の保守管理	建設・運用・保守C	(29)共用機械設備G	
	(45)電気機器G	(45)電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設 安全確保設備等	①5・6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理	建設・運用・保守C	(33)電気設備保守G	対象設備は「電気設備」にすべて包含
②使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理				建設・運用・保守C	(33)電気設備保守G		
(46)計装設備G	(46)計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設 安全確保設備等	①5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務	建設・運用・保守C	(35)燃料計装設備G	「5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備」に関する事項	
				建設・運用・保守C	(36)水処理計装設備G	「廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカ」に関する事項	
			建設・運用・保守C	(35)燃料計装設備G	「使用済燃料共用プール設備」に関する事項		
			建設・運用・保守C	(36)水処理計装設備G	「雑固体廃棄物焼却設備」に関する事項		

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)			②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考
			対象設備	業務内容			
水処理設備部	(51)地下水対策G	(51)地下水対策グループは、安全確保設備等のうち、滞留水移送装置の保守管理並びにサブドレン他水処理施設(土木・建築設備を除く。)の設置及び保守管理並びに凍土遮水壁(機械設備)及び油処理装置の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①滞留水移送装置の保守管理	建設・運用・保守C	(30)地下水対策設備G	
				②サブドレン他水処理施設(土木・建築設備を除く。)の設置、保守管理	建設・運用・保守C	(30)地下水対策設備G	
				③凍土遮水壁(機械設備)及び油処理装置の設置、運転管理及び保守管理	建設・運用・保守C	(30)地下水対策設備G	
	(52)処理設備G	(52)処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵	建設・運用・保守C	(31)処理設備G	「汚染水処理設備等(中略)の建設・設置及び保守管理」に表現見直し
				②廃棄物貯蔵施設の建設	建設・運用・保守C	(31)処理設備G	
				③汚染水処理設備の保守管理	建設・運用・保守C	(31)処理設備G	
(53)貯留設備G	(53)貯留設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等の貯留設備の建設及び保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①汚染水処理設備等の貯留設備の建設	建設・運用・保守C	(38)土木水対策設備G (32)貯留設備G	土木設備に関する事項	
			②汚染水処理設備等の貯留設備の保守管理	建設・運用・保守C	(32)貯留設備G	土木設備に関する事項	
土木部	(54)土木保全・総括G	(54)土木保全・総括グループは、構内共通土木設備及び5・6号炉(土木設備)の保守管理並びに廃炉に関わる土木関連業務を行う。	安全確保設備等	①構内共通土木設備及び5・6号炉(土木設備)の保守管理	建設・運用・保守C	(37)土木基盤整備G	対象設備は「土木設備」にすべて包含
				②廃炉に関わる土木関連業務	建設・運用・保守C	(37)土木基盤整備G	
	(55)廃棄物基盤G	(55)廃棄物基盤グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事、構内除染作業に関する業務を行う。	安全確保設備等	①廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事	建設・運用・保守C	(37)土木基盤整備G	対象設備は「土木設備」にすべて包含 「設置及び保守管理並びに造成工事」は「建設・設置及び保守管理」に表現見直し
				②構内除染作業	建設・運用・保守C	(37)土木基盤整備G	削除(構内のフェーシングを示しているが、現在は各作業の必要に合わせて実施しており、単独記載は実態と合わないため今回削除)
	(56)港湾土木G	(56)港湾土木グループは、安全確保設備等のうち、海側汚染拡大防止対策及び5・6号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。	安全確保設備等	①海側汚染拡大防止対策に関わる土木工事	建設・運用・保守C	(37)土木基盤整備G	対象設備は「土木設備」にすべて包含
				②5・6号炉海側設備に関わる土木工事	建設・運用・保守C	(37)土木基盤整備G	
	(57)トレンチ対策G	(57)トレンチ対策グループは、安全確保設備等のうち、トレンチの閉塞工事及び陸側汚染拡大防止対策に関する業務を行う。	安全確保設備等	①トレンチの閉塞工事及び陸側汚染拡大防止対策	建設・運用・保守C	(37)土木基盤整備G	対象設備は「土木設備」にすべて包含
	(58)地下水調査G	(58)地下水調査グループは、地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち、地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備(土木設備)の設置、運転管理及び保守管理並びにサブドレン集水設備(土木設備)の設置及び保守管理並びに凍土遮水壁(土木設備)の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①地下水等モニタリング及び評価	建設・運用・保守C	(38)土木水対策設備G	「運転管理」に表現見直し
②地下水流入抑制設備の設置及び保守管理				建設・運用・保守C	(38)土木水対策設備G	「設置」→「建設・設置」に表現見直し	
③地下水ドレン集水設備(土木設備)の設置、運転管理及び保守管理				建設・運用・保守C	(38)土木水対策設備G	「設置」→「建設・設置」に表現見直し	
④サブドレン集水設備(土木設備)の設置及び保守管理				建設・運用・保守C	(38)土木水対策設備G	「設置」→「建設・設置」に表現見直し	
⑤凍土遮水壁(土木設備)の設置、運転管理及び保守管理				建設・運用・保守C	(23)水処理当直	運転管理に関する事項	
(59)貯留設備土木G	(59)貯留設備土木グループは、安全確保設備等のうち、タンク(土木設備)の設置、運用及び保守管理並びに地下水貯水槽の保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①タンク(土木設備)の設置、運用及び保守管理	建設・運用・保守C	(38)土木水対策設備G	建設・設置、保守管理に関する事項 ('設置'→'建設・設置'に表現見直し)	
			②地下水貯水槽の保守管理	建設・運用・保守C	(38)土木水対策設備G		

①実施計画記載文 (第5条 保安に関する職務)		②職務要素(左記の職務内容を分解)		③職務要素(左記)の移管先		④備考	
		対象設備	業務内容				
建築部	(60) 建築保全・総括G	(60) 建築保全・総括グループは、安全確保設備等のうち、1～3号炉を除く建屋・建築設備の点検・保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①1～3号炉を除く建屋・建築設備の点検・保守管理	建設・運用・保守C	(39) 建築設備保守G	対象設備は「建築設備」にすべて包含、「点検・保守管理」→「保守管理」に表現見直し
	(61) 1号機建築G	(61) 1号機建築グループは、安全確保設備等のうち、1号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。	安全確保設備等	①1号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事	(6) プール燃料取り出しPG部		「工事」→「建設・設置、保守管理」に表現見直し
	(62) 2号機建築G	(62) 2号機建築グループは、安全確保設備等のうち、2号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。	安全確保設備等	①2号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事	(6) プール燃料取り出しPG部		「工事」→「建設・設置、保守管理」に表現見直し
	(63) 3号機建築G	(63) 3号機建築グループは、安全確保設備等のうち、3号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務並びに建屋内瓦礫運搬に関する業務を行う。	安全確保設備等	①3号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事	建設・運用・保守C	(39) 建築設備保守G	
				②建屋内瓦礫運搬	建設・運用・保守C	(40) 建築設備建設G	削除(カバー設置工事の一部であり、「建築工事の建設・設置及び保守管理」に包含する)
	(64) 建築水対策G	(64) 建築水対策グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン集水設備(土木設備を除く。)の設置及び保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。	安全確保設備等	①サブドレン集水設備(土木設備を除く。)の設置及び保守管理	建設・運用・保守C	(40) 建築設備建設G	設置・建設に関する事項
				②建屋地下水対策及び建屋津波対策	建設・運用・保守C	(39) 建築設備保守G	保守管理に関する事項
(65) 建築廃棄物対策G	(65) 建築廃棄物対策グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処理保管関連建屋工事及び保守管理に関する業務を行う。	安全確保設備等	①廃棄物処理保管関連建屋工事及び保守管理	建設・運用・保守C	(40) 建築設備建設G	設置・建設に関する事項	
				建設・運用・保守C	(39) 建築設備保守G	保守管理に関する事項	
(66) 建築総合工事G	(66) 建築総合工事グループは、安全確保設備等のうち、他のグループに属さない建屋の建設及び既存建屋の復旧・整備工事に関する業務を行う。	安全確保設備等	①他のグループに属さない建屋の建設及び既存建屋の復旧・整備工事	建設・運用・保守C	(39) 建築設備保守G		